

新ひだか町空家居住補助金交付要綱

令和2年3月31日要綱第25号

(目的)

第1条 この要綱は、町内の空家を購入し居住した者に対し、空家の購入費、リフォーム工事費及び家財道具の処分に要した費用の一部を補助金として交付することにより、既存の住宅の有効活用を図り、もって空家の解消に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 町内に所在する建築物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（近く空家になる予定のものを含む。）をいう。
- (2) リフォーム工事 既存の住宅の機能又は性能を維持又は向上するための工事のうち、町内建設業者又は自己により行われた次に掲げるものをいう。
 - ア 基礎、土台、柱、梁、筋交い、内壁、天井、床等の修繕工事
 - イ 外壁、屋根等の改修工事及び塗装工事
 - ウ 避難設備、防火設備、換気設備等の設備工事
 - エ 間取りの変更、開口部の新設等の改修工事
 - オ 台所、浴室又は便所を改修する工事
 - カ 建具の取替え等の工事
 - キ 断熱、気密又は遮音工事
 - ク 屋内給排水管の新設及び劣化改修工事
 - ケ 新ひだか町水道事業の設置等に関する条例（平成18年条例第190号）及び新ひだか町簡易水道事業設置条例（平成18年条例第191号）に定める給水区域を除く地域における自家水道施設の新設又は改修工事
 - コ その他住宅の機能又は性能を維持又は向上するための工事
- (3) 家財等 空家に付随している動産をいう。
- (4) 町内建設業者 町内に本店を有する法人又は町内に住所を有する個人事業者であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を得て建設業を営むものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新ひだか町空家バンク運営要綱（令和元年要綱第5号）第2条第3号に規定する空家バンクに登録された空家の所有者であること。ただし、空家の購入費及びリフォーム工事費については、空家バンクに登録された空家を購入し、その住宅に住所を有し自ら居住する者。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）及びその同一世帯に属する者全員が町税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「町税等」という。）を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次に掲げるものを合計した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。

- (1) 空家購入に要した費用（上限額10万円とする。）
- (2) リフォーム工事に要した費用又は材料費（上限額15万円とする。）
- (3) 家財等処分に要した費用（上限5万円とする。）

（補助金の交付申請）

第5条 申込者は、空家居住補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、費用を支払った日から60日以内に、補助金の交付申請を行うものとする。

- (1) 代金を支払った領収書
- (2) 代金の内容がわかる書類
- (3) 内容がわかる写真（リフォーム工事については、工事前と工事後の写真）
- (4) 登記事項証明書等空家の所有者を確認できる書類の写し
- (5) 住民票の写し
- (6) 調査等同意書（別記様式第2号）
- (7) 町税等の滞納がない旨を証明する書類（前年まで町外に住所を有してた者のみ）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査及び聞き取り調査により当該内容を確認し、適正と認める場合は補助金の交付を決定し、空家居住補助金交付決定書（別記様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

（補助金の取消し）

第7条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金がある場合には、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付決定又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。